



令和5年4月21日

中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 水道機工株式会社
業者の住所 : 東京都世田谷区桜丘5-48-16
- 指名停止措置期間 : ①令和5年 4月21日から令和5年10月20日まで(6ヵ月)
②令和5年 4月21日から令和5年 8月20日まで(4ヶ月)
- 指名停止措置の範囲 : ①中部地方整備局管内(建設関係)
②中部地方整備局管内(港湾空港関係)

4. 事 実 概 要

水道機工(株)は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。また、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、建設業許可部局である関東地方整備局長から監督処分(営業停止)を受けた。

さらに、建設業法第15条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが建設業法第28条第1項本文に該当するとして、同日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である水道機工(株)が、建設業法違反により建設業許可部局である関東地方整備局長から監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138